

富山県乳児、幼児及び妊産婦医療費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県乳児、幼児及び妊産婦医療費助成事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この要綱において「対象者」とは、県内に住所を有する者であつて、医療保険各法による被保険者又はその被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 乳児（出生の日から満1歳に達することとなる日の属する月の末日までの者をいう。以下同じ。）
- (2) 幼児（満1歳に達することとなる日の属する月の翌月の初日から、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）
- (3) 妊産婦（妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹患している妊産婦のうち、市町村長が妊産婦医療費受給資格登録申請書を受理した日の属する月の初日から出産（流産及び死産を含む。）した日の属する月の翌月末日までの者をいう。以下同じ。）

3 この要綱において「養育者」とは、保護者（親権者、後見人その他の者で現に乳児又は幼児を監護する者をいう。）のうち次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 乳児又は幼児と生計を同じくする父又は母。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳児又は幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳児又は幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳児又は幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳児又は幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者

4 この要綱において「生計維持者」とは、妊産婦に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいる場合にあつては当該妊産婦又はその配偶者のうちその生計を維持する程度の高い者、妊産婦に配偶者がいない場合にあつては妊産婦本人をいう。

5 この要綱において「医療費」とは、医療保険各法に規定する次の各号に掲げる保険給付（入院時の食事療養に要した費用を除く。）をいう。

- (1) 乳児及び幼児に係る保険給付
ア 療養の給付

- イ 保険外併用療養費
- ウ 療養費
- エ 訪問看護療養費
- オ 家族療養費
- カ 家族訪問看護療養費
- キ 特別療養費

(2) 妊産婦に係る保険給付

- ア 療養の給付
- イ 保険外併用療養費
- ウ 療養費（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合に限る。エ及びオにおいて同じ。）
- エ 家族療養費
- オ 特別療養費

6 この要綱において「保険医療機関等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局
- (2) 健康保険法第88号第1項に規定する指定訪問看護事業者
- (3) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師
- (4) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第3条の2に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師
- (5) 前各号に準ずる者として市町村長が認めた者

7 この要綱において「4歳以上の幼児」とは、幼児のうち、満4歳に達することとなる日の属する月の翌月の初日から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

8 この要綱において「共済組合」とは、第1項第4号及び第6号に掲げる法律に基づき組織された共済組合をいう。

9 この要綱において「事業団」とは、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）に規定する事業団をいう。

（補助金の交付）

第3条 知事は、乳児、幼児及び妊産婦に対する保健の向上と福祉の増進を図るため、市町村がこの要綱に基づき行う乳児、幼児及び妊産婦医療費助成事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 市町村は、乳児及び妊産婦の医療費助成にあつては原則として保険医療機関等に、幼児の医療費助成にあつては保険医療機関等で医療費を支払った対象者の保護者に支払うものとする。

3 市町村は、幼児に係る医療費にあつては、次に掲げる額（以下「一部負担金」という。）を当該幼児の保護者に負担させるものとする。

- (1) 通院にあつては、530円に通院の日数を乗じて得た額
 - (2) 入院にあつては、1,200円に入院の日数を乗じて得た額
- （補助対象経費）

第4条 乳児及び妊産婦に係る補助金の対象となる額は、当該対象者の医療費の額から次に掲げる額を合計して得た額を控除した額とする。

- (1) 医療保険各法の規定により保険者、共済組合又は事業団の負担する額
- (2) 前号の保険者、共済組合又は事業団が保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、その規定に基づき給付を受けることができる額
- (3) 他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることのできる場合は、その額

2 幼児に係る補助金の対象となる額は、当該対象者の医療費（4歳以上の幼児の通院に係るものを除く。）の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

- (1) 前項各号に掲げる額の合計額
- (2) 一部負担金
(補助金の額)

第5条 第3条第1項の規定により市町村に対し交付する補助金の額は、次の表の左欄に掲げる対象経費の合計額に同表の右欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

対 象 経 費		補 助 率
医療費	前条の規定により算定した額	2分の1以内。ただし、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第10条第3項の規定により総務大臣が財政再生計画に同意した市町村にあつては、3分の2以内。
事務費	助成額の審査支払に必要な事務費及び事業実施に必要な事務費（知事が別に定める基準により算定した額を限度とする。）	同上
	事務費のうち、市町村が保険医療機関等に交付する事務交付金	定額

(補助事業の適用除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対する医療費助成は、補助の対象としない。

- (1) 対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- (2) 乳児及び幼児にあつては、養育者の前年の所得（出生、転入等により対象者となった日その他の別表1で定める日が1月1日から9月30日までの間にある場合は前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに養育者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）で養育者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第113号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）（以下「旧令」という。）第1条（旧令第11条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額以上であるとき。この場合において、当該所得の範囲及びその額の計算方法については、旧令第2条及び第3条の定めるところによる。

- (3) 妊産婦にあつては、生計維持者の前年の所得（市町村長が妊産婦医療費受給資格登録申請書を受理した日の属する月の初日が1月1日から9月30日までの間に新たに始まる場合は前々年の所得）が前号に定める額以上であるとき。この場合において、「養育者」とあるのは、「生計維持者」と読み替えるものとする。

(交付申請等)

第7条 規則第3条の規定による補助金の交付申請書及びこれに添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	部 数	備 考
補助金交付申請書	様式第1号	1部	別途指定する日まで提出
(変更交付申請書)	(様式第1号の2)	(1部)	
補助金所要額調書	様式第2号	1部	
歳入歳出予算書抄本(又は見込書)	様式第2号の2	1部	

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事に届け出なければならない。
- (2) 補助金と助成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該年度完了後5年間保存しておかななければならない。

(実績報告等)

第9条 規則第12条の規定による補助金の実績報告書及びこれに添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	部 数	提 出 期 限
実績報告書	様式第3号	1部	当該年度3月31日まで
精算額調書	様式第4号	1部	
歳入歳出決算書抄本(又は見込書)	様式第4号の2	1部	

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日以後の医療費について市町村が行う補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行し、同日以降の保険医療機関等における診療等に係る医療費から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日以降に市町村が行う補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日以降に市町村が行う補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日以降に市町村が行う補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日以降に市町村が行う補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日以降に市町村が行う補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日以降に市町村が行う補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日以降に市町村が行う補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

区 分	
1 出生又は転入等により対象者となった日（以下「事由発生日」という。）から15日以内に市（町・村）において乳幼児医療費受給資格登録申請書を提出した場合	事由発生日
2 事由発生日から15日を超えて市（町・村）において乳幼児医療費受給資格登録申請書を提出した場合	事由発生日又は乳幼児医療費受給資格登録申請書を提出した日の属する月の初日のいずれか遅い日